

令和3年度那覇市立学校給食センター及び単独調理場における異物混入について

1、異物の分類(学校給食における異物混入対応マニュアルにおける分類)

		異物の分類	具体的な物質
危険異物	分類Ⅰ	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	ガラス片、金属片、針、鋭利なプラスチック片、薬品類等
	分類Ⅱ	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫(ゴキブリ、ハエ等)、ネズミの糞、異常な変色や異味異臭・カビ等
非危険異物 (不快異物)	分類Ⅲ	異物自体は不快であり、衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、繊維、ビニール片、植物の皮や殻、衛生害虫以外の虫等

2、危険異物の混入について

日時	件数	異物の種類と状況	要因	喫食状況	健康被害	対応・再発防止策等
7月9日	1	ネジ (児童生徒1人分に長さ 1cm、幅3mmのネジ1本)	下処理で使用するピーラーの部品が破損し 混入と思われる。	①	無	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化したピーラーは破棄し、同型のピーラーの使用を禁止する。 ・使用前・使用中・使用後の確認作業を強化する。 ・配膳時、配膳時において、目視点検の徹底を行い、異物の発見に努める。

※喫食状況:①口にしていない ②口にしたが飲み込んでいない ③口にしておき飲み込んだ